

「池田市公共施設等マネジメント指針（案）」に対する

ご意見とそれに対する本市の考え方

1. 実施内容

趣旨

人口減少や少子高齢化が進み、財政的に厳しい状況が続くことが将来的に予想される中、これから更新時期を一斉に迎える公共施設等の老朽化対策は、全国的に深刻な課題となっています。こうした中では、市民が安全に利用できるために、現在保有している公共施設等について、その老朽化度合いや保全にかかる費用とそれらを行うべき時期を適切に把握し、本市の将来的な財政状況を踏まえながら、施設全体の方向性を定める必要があります。

つきましては、改めて公共施設等を取り巻く問題とマネジメントの意義について共有し、それをどのように市民の皆さまと協議し、マネジメントを推進していくのかということを行内外に分かりやすく示すことを目的に「池田市公共施設等マネジメント指針（案）」を作成しましたので、市民の皆さまのご意見を募集します。

※公共施設等マネジメントとは

地方自治体が保有し、又は借り上げているすべての公共施設やインフラ施設及び土地を、自治体経営の観点から総合的かつ統括的に企画し、管理し、利活用する取組のこと。

提出期間

令和元年7月10日（水曜日）～令和元年7月31日（水曜日）（郵送の場合は必着）

提示資料

池田市公共施設等マネジメント指針（案）
池田市公共施設等マネジメント指針の概要

2. 意見提出状況とご意見に対する本市の考え方

※ご提出いただいた意見は、趣旨を変えない範囲内で文言の調整をしているものがあります。

No.	意見の概要	本市の考え方
1	池田市の将来において財政難の原因であって、施設建物以上に多額の保全・更新費用を必要とする道路及び橋りょう並びに上下水道施設のマネジメント指針については「長寿命化」「予防保全型の維持管理の推進」の記述のみで、現行の池田市のマネジメントの見直し及び本指針（案）との整合はどのように進めるかが言及されていない。	道路、橋りょう、上下水道施設などのインフラ施設については、施設建物とは異なり、廃止や転用といった方針を採用することが困難であるため、「長寿命化」「予防保全型の維持管理の推進」を方針として記載しております。
2	本指針（案）は公共施設建物（会館等）に偏重して記述されている。【資料14 庁内推進体制図】において、危機管理課は「防災拠点としての機能及び適正配置の提言」を施設所管課に行うとあり、インフラ施設の安全・安心のための危機管理の在り方及び本指針（案）への関与の仕方の記述とはなっていない。	該当箇所について、表記を「地域防災・安全の観点からの提言」に修正します。

3	本指針（案）中の「行政サービス」と「市民サービス」の違いはなにか。	該当箇所について、表記を「行政サービス」に統一します。
4	本指針（案）中の「行政ニーズ」と「市民ニーズ」の違いはなにか。	該当箇所について、表記を「行政ニーズ」に統一します。
5	「3. めざすべき姿」において、「今あるすべての公共施設等を維持管理・更新することは財政的に困難である」とあるが、インフラ施設も含まれるのか。	インフラ施設も含まれます。
6	地域の魅力、にぎわいは既存施設の集約化、複合化、再編、整備でどのように創出されるのか。	施設の適正配置により、行政として提供すべきサービスの量・質を維持し、中長期的な視点でまちの活性化を行うことで、地域の魅力・にぎわいを創出します。
7	【資料 13 今後の取組の流れ】及び【資料 14 庁内推進体制図】において、「市民ニーズ」、「住民参加」とあるが、市民、住民も公共施設等マネジメントに参加できるということか。	お見込みのとおりです。参加手法については、今後事例ごとに検討してまいります。
8	【資料 13 今後の取組の流れ】において、「2020 年までに実施計画の立案・実践」とあるが、インフラ施設を含まず施設建物のみの記述となっている。	実施計画の策定・実践はインフラ施設を含む全ての公共施設等を対象としており、インフラ施設を除外するものではありません。
9	既存の指定緊急避難施設配置では旭丘会館のごとく土砂災害・洪水等の自然災害対応の避難施設としては活用しにくい施設もある。一方で、地震、洪水及び土砂災害に強い花園会館は統合移設候補であるのは理解に苦しむ。施設の見直しに当たっては、災害対策基本法の原点に立ち返り災害に強い、安心して避難できる管理、立地、構造、耐震をクリアできる指針を考えていただきたい。	施設配置については、定量的な情報を偏差値化した「建物性能」と「施設機能」からなる4つの象限から分析する一次評価と、定性的な情報から分析する二次評価を行い、最終的に今後の方向性と対策のスケジュールを定めることとなりますが、その際には地域防災計画などとの整合を図ってまいります。
10	本指針（案）では「市民」と「住民」の呼称が存在するが、池田市の行政文書規定での使い分けの定義と、本指針（案）における使い分けの意図はなにか。例えば市民志向はあるが住民志向はない。市民ニーズはあるが住民ニーズはない。市民満足度はあるが住民満足度はない等々。	本指針（案）中においてそれぞれの用語を使い分ける意図は無かったため、表記を「住民」に統一します。

※その他、本指針（案）の内容に直接関係の無いご意見については、担当課へ情報提供を行っております。

意見提出状況

提出者数 1人
提出件数 10件

3. 問合せ

総合政策部行財政改革推進課 (TEL 072-754-7003)